

地域で安心して暮らし続けられるように

成年後見制度を
ご活用ください

HPで詳しく

●成年後見制度とは
認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守るための、民法に基づく制度です。すでに判断能力が不十分な方のための「法定後見制度」と、将来の不安に備えて本人があらかじめ後見人を選ぶ「任意後見制度」があります。
家庭裁判所が、申し立てに基づき親族・専門家(弁護士等)・市民後見人・法人(社会福祉協議会等)などから成年後見人等を決定し、財産の管理や生活・医療・介護・福祉に関わる契約等をお手伝いできるようにします。

◇お気軽にご相談ください

以下のような困り事がある方は、ご相談ください。

通帳をなくす
お金の管理ができない

施設入所や
福祉サービスの
契約が難しい

■成年後見人は以下のことをお手伝いします

◎財産の管理
本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を安全に管理します。

◎生活・医療・介護・福祉に関わる契約
本人がその人らしい生活を送るため、介護サービスの利用や施設への入所契約などを本人に代わって行います。

制度のご相談は区成年後見センターへ
☎(5273) 4522・FAX(5273) 3082
月～金曜日午前8時30分～午後5時
高田馬場1―17―20(区社会福祉協議会内)
※司法書士(月曜日)・弁護士(水曜日)・社会福祉士(金曜日)の専門相談(午後1時～2時・午後2時30分～3時30分)も実施しています(予約制)。

■区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になる法人後見事業を行っています
詳しくは、お問い合わせください。区社会福祉協議会ホームページ(HP<https://www.shinjuku-shakyo.jp>)でもご案内しています。

■成年後見制度の利用に必要な費用を助成しています
制度の利用を開始する際に必要な家庭裁判所への申し立て費用と、利用開始後の成年後見人等への報酬を助成しています。要件等詳しくは、お問い合わせください。
問合せ 地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273) 3517・FAX(3209) 9948

HPで詳しく

申し立て
費用助成

報酬助成

◇市民後見人養成基礎講習に参加しませんか

市民後見人は、地域の身近な立場で成年後見活動を行う一般市民の方で、区社会福祉協議会の監督のもと、財産管理や契約締結等をお手伝いします。本講習では成年後見制度の仕組みや知識等を学べます。受講を希望する方は右記説明会への参加が必要です。説明会后、本講習受講のための書類選考があります。

日時 10月25日(金)・30日(水)、11月8日(金)・13日(水)・22日(金)・27日(水)、全6回
いずれも午後1時から(4時間程度)
会場 区社会福祉協議会(高田馬場1―17―20)
対象 区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があるおおむね65歳以下で、平日昼間に市民後見人等として活動できる方
※本講習受講後、登録選考試験があります。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 地域福祉課福祉計画係(〒160-8484 歌舞伎町1―4―1、本庁舎2階)
☎(5273) 3517・FAX(3209) 9948

●受講説明会
左記基礎講習の受講申請書類を配布します。
日時 9月4日(水)午後2時～3時
会場 区社会福祉協議会
申込み 8月1日(木)～30日(必着)に電話かほかき・ファックス(5面記入例のほかお持ちの方はファックス番号を記入)または直接、問合せ先へ。定員45名。応募者多数の場合は抽選し、結果は落選者にのみ連絡します。

HPで詳しく